

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成30年6月13日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1701346号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800045号

第1 結論

請求者のA社における平成18年12月15日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

平成18年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月
② 平成16年12月
③ 平成17年12月
④ 平成18年12月

A社に勤務した期間のうち、請求期間①から④までの期間の標準賞与額の記録がない。賞与明細書等は保有していないが、請求期間において賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたはずなので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間④について、A社から提出された請求者に係る「平成18年冬期賞与明細書」、「平成18年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」(以下「源泉徴収簿」という。)及び金融機関から提出された「預金元帳」により、請求者は当該期間に賞与の支払を受け、賞与額に見合う標準賞与額(10万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間④の賞与支給日については、上記源泉徴収簿により確認できる振込年月日から、平成18年12月15日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、平成 18 年 12 月 15 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間①について、事業主は請求者に係る賃金台帳等の資料を保有しておらず、請求者は、平成 15 年分給与所得の源泉徴収票を提出しているものの、当該期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる賞与明細書等の資料を保有していないことから、当該源泉徴収票における「支払金額」欄及び「社会保険料等の金額」欄の内訳を確認することができない。

また、請求者が給与及び賞与の振込先として記憶している金融機関は、請求期間①について、資料の保存期限を経過しているため回答不能としている。

- 3 請求期間②及び③について、事業主は請求者に係る賃金台帳等の資料を保有しておらず、請求者も当該期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる賞与明細書等の資料を保有していない上、金融機関から提出された「預金元帳」により、請求期間②及び③において、それぞれ給与の振込は確認できるものの、賞与が振り込まれたことを確認することはできない。

- 4 このほか、請求者の請求期間①から③までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から③までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1800018 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (国) 第 1800009 号

第 1 結論

昭和 47 年 * 月から昭和 52 年 2 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 47 年 * 月から昭和 52 年 2 月

私は、国民年金の加入手続をした記憶はないが、20 歳のときに集金人などに勧められたので、両親と相談し、母が支払うこととなり、保険料を納付してくれた。請求期間の国民年金保険料の納付記録がないことに納得できない。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者に係る国民年金手帳記号番号払出簿及び年度別納付状況リストによると、請求者は、母親とともに昭和 52 年 3 月 14 日に国民年金任意加入被保険者として、初めて国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、日本年金機構によると、請求者の国民年金任意加入資格取得の届出については、国民年金信託制度により信託銀行が資格取得手続を代行して行われたものと思料される旨回答している。

しかしながら、国民年金任意加入被保険者は、資格取得の申出を行ったその日に被保険者の資格を取得することとなっていることから、上記の任意加入被保険者資格取得手続が行われた当時、請求期間は未加入期間であったことが推認できる上、オンライン記録によると、その後当該資格記録は、平成 2 年 12 月 17 日に資格取得年月日を昭和 50 年 4 月 1 日として強制加入被保険者に記録が訂正されていることが確認できる。

また、請求期間のうち昭和 50 年 4 月から昭和 52 年 2 月までの期間については、国民年金の被保険者期間とされた平成 2 年 12 月 17 日の資格記録の訂正時点において、時効により保険料を納付することができない期間である上、請求期間のうち昭和 47 年 * 月から昭和 50 年 3 月までの期間については、請求者は、大学生であったと主張しているところ、大学生が国民年金の強制加入対象となったのは平成 3 年 4 月 1 日からであり、それより前の大学生の期間については、本人の申出により、国民年金の被保険者になれるとされており、その申出をした日に任意

加入被保険者資格を取得するものとされていたことから、昭和 52 年 3 月 14 日に任意加入被保険者として資格を取得した時点では、当該期間は被保険者となることができない期間である。

さらに、請求者は、請求期間の国民年金保険料を母親が集金人に納付してくれた旨陳述しているが、保険料を納付したとする母親は、既に亡くなっており、当時の納付状況等について確認することができない。

加えて、請求者は、請求期間当時から現在まで住所に変更がないと陳述していることから、昭和 52 年 3 月 14 日の任意加入被保険者資格取得時に払い出された国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）の他に別の国民年金番号が払い出されたとは考え難い上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムの氏名検索においても、別の国民年金番号を確認することができない。

なお、請求者は、母親が国民年金保険料を納付した根拠として父親の昭和 47 年分の所得税の確定申告書を提出しているが、検証した結果、当該確定申告書の「社会保険料控除額」欄の金額には、請求者の国民年金保険料は、含まれていないことが推認できる。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。